

「亀岡駅北開発&スタジアム関連訴訟」のその後の状況／20210203 改訂

亀岡駅北開発問題弁護団 弁護士 飯田 昭

第1 概要

前回2019年10月に報告させていただきました表記事件は、①土地区画整理事業認可取消訴訟、②都市計画公園事業認可取消訴訟、③京都府に対する公金支出差止住民訴訟、④亀岡市に対する公金支出差止住民訴訟、の4つの裁判がすすめられてきました。

2016年8月に、都市計画公園用地での建設はアユモドキの生息に対する影響が懸念されるとした京都府環境保全専門家会議の座長提言を受けて、区画整理事業用地に変更されたため、②訴訟は目的を達したとして取下げています。

第2 区画整理事業認可取消訴訟

- 1 ①訴訟の中心争点は、浸水常襲地で、遊水地の役割を果たしてきた亀岡駅北側の農地を、サッカー専用スタジアムの建設に関連して区画整理事業により開発するために市街化調整区域から市街化区域に変更したことの違法性でした。都市計画の線引きでは、「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」(同施行令8条2号)として市街化調整区域にしてきた地域に、4メートルの盛土をすると、2013年の台風28号でも多大の浸水被害を受けた原告ら居住地の水位が高まり、水害の範囲が拡大することを国土問題研究会調査団の報告書等で立証してきました。前段としては、水害被害を受ける区域外周辺住民の原告適格が争点です。

- 2 京都地裁判決(2019年11月19日)は区域内地権者1名を除く地域住民の原告適格を否定し(却下)、行政の広範な裁量を認めて区域内原告についても棄却したため、大阪高裁に控訴していました。

控訴審では、原告適格と裁量論につき、石塚武志龍谷大学法学部准教授の意見書や国土研調査団の追加意見書を提出し、区域外原告の原告適格と、降雨量が増加し水害の頻度が高まっている近時の状況においては1/10の治水安全度で

はなく1/100が指標となる旨主張・立証してきました。

- 3 しかしながら、2020年11月19日に出された大阪高裁判決は、地裁判決の事実誤認は修正したものの、区域外原告の適格を否定し、行政庁の広範な裁量を認めるという構図は原審同様で、控訴を棄却しました。

結果は残念でしたが、新たな（水害）被害が発生していない段階で行政に警告し、水害対策の前進を促す意義はあったとの評価はできると思います(上告せず)。

第3 住民訴訟

- 1 京都スタジアムの建設には、京都府知事が約153億5000万の、亀岡市が約20億円の公金を支出したため、2017年8月31日に③の、同年9月20日には④の住民訴訟を提訴して併合審理されてきました（当初は差止め請求で、支出後は返還請求に変更）。
- 2 住民訴訟の第1の争点は、巨額の公金支出に経済的合理性がなく、地方自治法2条14項及び地方財政法4条項に反し違法であるとの点です。

府の試算は、費用便益計算（便益／費用）を約1.5としていますが、都市公園などの非市場財に用いる旅行費用法の基準を、プロスポーツの観戦のためのサッカー専用スタジアムに用いること自体が不適切です。仮に、旅行費用法を用いるとしても、観客動員数予測を過大評価し、他方で、交通対策費用、アユモドキ保全のための地下水対策費用や計画変更に伴う道路整備費用などの外部経済のマイナス面を全く考慮していません。そして、これらを考慮すると費用便益は大幅に1を下回り、経済的合理性がないことを、亀岡まちづくり研究会の試算や、只友景士龍谷大学政策学部教授の意見書により、詳細に主張・立証してきました。ところが、京都地裁は尋問申請を却下し、被告の反論も不要として結審して、2019年8月26日の判決に至りました。

判決は、原告側の試算を何ら検討することもなく、行政の裁量権を極めて広く認め

て、裁量の逸脱・濫用はないとしましたが、裁量権についての考え方を誤ったものであるとともに、審理不尽でもあるとして、控訴しました。

3 第2の争点は、①訴訟では原告適格の問題で俎上に載せられなかったアユモドキの生育への悪影響です。アユモドキは文化財保護法に基づく天然記念物ですが、文化庁長官の許可も環境大臣の同意も得ることなく、本件整備事業による地下水への影響により、アユモドキの生育が脅かされており、文化財の毀損として、文化財保護法125条1項（「天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」）等に違反することを主張・立証してきました。

しかしながら、京都地裁の判決は、アユモドキの生育が脅かされていることが立証されていないとして棄却しています。この点についても、不十分なアセスメントの責任を事実上不可能な住民側の立証責任に転化しており、不当判決と言わざるを得ません。

4 控訴審では、第1の争点については、2020年春に開業したスタジアムの実績は、新型コロナ問題を措くとしても費用便益上1を大幅に下回ることが実証されたことを追加主張・立証してきました。

第2の争点については、府の委託した業者による工事中・工事後の地下水調査においても、水質を表す指標である溶存酸素量（DO値）は0.1mg（通常魚介類の生存には3mg以上必要）と異常な低数値を示し、現にアユモドキの個体数が激減しているにもかかわらず、「地下水に異常な数値が観測された場合には、スタジアム建設工事を一時中断して検討する」との承認条件も果たされず、アユモドキの生育が脅かされたこと等を追加で主張・立証してきました。

5 2021年2月2日大阪高裁判決

地裁判決の行政裁量の範囲をあまりに広範に認めた規範を是正するなど、控訴人の主張を入れたところもありましたが、争点についての事実認定と判断については、

不当判決と言わざるを得ません。

第1の争点については、来客者数は不確実なものであり、(2020年は平均3千人強であったとしても)「平均1万人と見込むことが不合理であるとまでは言えない」などとして、棄却。第2の争点についても、「アユモドキの保存に影響を及ぼしたことを認めるに足りる証拠はない」などとして、棄却しました

以上